

平成25年度
志木市地域密着型サービス
【認知症対応型共同生活介護】
事業者公募要項

平成25年6月
志木市
健康福祉部高齢者ふれあい課

1 公募の趣旨

本市では、高齢者保健福祉計画・第5期介護保険事業計画（平成24年度～26年度）に基づき、介護が必要になった高齢者等が住み慣れた地域で暮らし続けられるように、圏域ごとの整備状況を考慮しながら地域密着型サービスの基盤整備を進めています。

本公募は、この計画に基づき、地域密着型サービス【認知症対応型共同生活介護】の提供を行う指定予定事業者を選定するために行うものです。

2 公募する地域密着型サービスの種類、日常生活圏域及び整備年度

(1) 公募するサービスの種類及び予定事業者数

認知症対応型共同生活介護 【1事業者】

2ユニット（定員18人）

※小規模多機能型居宅介護など、他の地域密着型サービスと併設することを推奨します。

(2) 公募する日常生活圏域

【本町圏域】・・・志木市本町1丁目～本町6丁目

(3) サービスの提供開始予定時期

平成26年3月中旬頃までに施設整備を終え、平成26年4月からサービスの提供を開始できることとします。

3 応募資格

- (1) 公募の対象となる事業者は、地域密着型サービス事業所を開設し、継続して運営する能力、資力等を有する法人であること。
- (2) 介護サービス事業者として1年以上のサービス提供の実績があること。
- (3) 介護保険法における指定の欠格事由、取消事由に該当せず、所管官庁の監査、指導検査等において重大な指摘を受けていないこと。
- (4) 公募申込書の受付締切日において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加資格）の規定に該当しないこと。
- (5) 公募申込書の受付締切日において、志木市の一般競争入札の参加停止または指名競争入札の指名停止等の措置を受けていない法人であること。
- (6) 公募申込書の受付締切日において、会社更生法又は民事再生法等による手続をしている法人でないこと。
- (7) 志木市暴力団排除条例（平成24年条例第17号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第1号に規定する暴力団員でないこと。
- (8) 事業者が納税義務を有する税金を滞納していないこと。

4 整備条件

- (1) 共通事項として、次の基準に従ってください。
 - ①志木市介護保険条例（平成 12 年条例第 4 号）
 - ②志木市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年条例第 18 号）
 - ③志木市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 24 年条例第 19 号）
 - ④指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成 18 年 3 月 31 日老計発第 0331004 号、老振発第 0331004 号、老老発第 0331017 号）
 - ⑤指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年 3 月 14 日厚生労働省告示第 126 号）
 - ⑥指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年 3 月 14 日厚生労働省告示第 128 号）
 - ⑦指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 3 月 31 日老計発第 0331005 号、老振発第 0331005 号、老老発第 0331018 号）
- (2) 事業所の建築計画は、都市計画法、建築基準法などの関係法令等に適合したものであり、各関係部署と事前に相談及び確認をしていること。
- (3) 事業所の整備スケジュールは、当該事業所の整備にあたって必要な法令上の手続に要する期間を十分に見込んだものであって、余裕をもって事業所を開設することが可能なものであること。
- (4) 整備予定土地・建物が賃貸借である場合は、抵当権が設定されていないことなど、事業継続に支障のない必要十分な賃貸借契約期間を有していること又はそれが確実であること。
- (5) 介護保険法の趣旨を十分理解し、本公募要項に定める条件を遵守すること。

5 指定予定地域密着型サービス事業者の選定

- (1) 予定事業者の決定方法
予定事業者は、志木市地域密着型サービス運営委員会において、書類審査、プレゼンテーション及びヒアリングを行い、審議を経て、市長が決定します。
なお、応募がない場合及び予定事業者が決定しなかった場合は、再度募集を行うことがあります。

(2) 選定結果の通知

選定結果は、応募したすべての事業者に対し、文書により通知します。

(3) 予定事業者の公表

応募状況は、ホームページで公表します。また、予定事業者決定後、決定した予定事業者をホームページで公表します。

(4) 主な審査項目

小規模多機能型居宅介護など、他の地域密着型サービスとの併設は、単独計画より優先し選定する場合があります。

No.	項目	着眼点
1	事業運営に関すること。	運営方針、理念、職員体制の考え方など
2	施設整備に関すること。	施設概要・設計、資金・収支計画など
3	法人運営に関すること。	事業実績、経営状況の健全性など

6 応募手続

(1) 応募受付期間

平成 25 年 6 月 10 日（月）9：00 から 平成 25 年 7 月 12 日（金）17：00 まで

(2) 応募書類提出先

志木市健康福祉部高齢者ふれあい課 介護保険グループ

電話：048-473-1111 内線 2434

F A X：048-471-7092

E-mail：koureisya@city.shiki.lg.jp

(3) 提出書類一覧

No.	提出書類	様式・留意事項
1	平成 25 年度志木市地域密着型サービス事業者公募申込書類の提出について	様式第 1 号、様式第 1 号（別紙）
2	法人の概要・沿革	様式第 2 号
3	代表者・管理者・計画作成責任者・計画作成担当者・オペレーターの経歴書	様式第 3 号、資格証(写)
4	役員（予定）名簿	様式第 4 号
5	法人定款又は寄附行為	最新のもの(写)

6	給与規程	最新のもの(写)
7	就業規則	最新のもの(写)
8	法人登記簿謄本	応募提出日前3か月以内に発行されたもの
9	収支予算書	直近1年分(写)
10	決算報告書	直近3年分(監査意見書等) (写)
11	法人市民税・法人県民税・法人事業税・法人税及び消費税(地方消費税含む)の各納税証明書	直近2年分(写)
12	資金計画書	様式第5号
13	借入金返済計画書	様式第6号
14	収支見込シミュレーション	様式第7号、算定根拠
15	事業計画概要書	様式第8-3号
16	事業運営に関する提案書	様式第9号
17	事業日程	様式第10号
18	土地・建物の権利関係を確認できる書類	売買(賃貸借)契約書又は確約書、登記簿謄本(応募提出日前3か月以内に発行されたもの)、公図等
19	建物計画図	平面図(室別面積を記載)、立面図、配置図、日影図、居室展開図、各室内法面積表
20	建設予定地の案内図・周辺の地図、写真	最寄りの交通機関等を記載

(4) 提出部数及び留意事項

- ①提出部数は、正本1部、副本10部とします。なお、提出書類は、返却しません。
 - ②提出書類は、A4版縦型左綴じを原則とし、インデックスを付けてください。
 - ③提出書類は、持参してください。(事前に電話にて、応募申込日をご連絡願います。)
- なお、郵送、メール便、電子メール等による応募は、受け付けません。
- ④提出時に、受付印を押した応募申込書の写しを交付します。
 - ⑤応募にかかる費用は、すべて応募事業者の負担とします。
 - ⑥他の応募事業者の計画内容に関しての問い合わせについては、一切応じません。

- ⑦応募受付後に辞退する場合には、応募取り下げ書（様式任意）を提出してください。
応募辞退後は、いかなる理由があっても、募集期間内の再応募は認めません。

7 質疑応答

(1) 受付期間

平成 25 年 6 月 10 日（月） から 平成 25 年 7 月 12 日（金） 17：00 まで

(2) 質問書の記載

質問票に記載のうえ、電子メールで送付してください。受信したことをお知らせするメールを返信します。電話、FAX、窓口での口頭による質問等には、一切応じません。

(3) 回答の掲載

受け付けた質問に対する回答は、質問提出者に連絡するとともに、全事業者に周知する必要があるものについては、市ホームページに掲載します。

8 施設整備費等補助金

(1) 施設整備費等補助金

埼玉県が実施する介護基盤緊急整備等特別対策事業費補助金（基礎単価：30,000 千円）及び施設開設準備経費助成特別対策事業費等補助金（基礎単価：600 千円×定員数）交付要綱に基づく補助金相当額を交付する予定ですが、交付決定は、基金事業の予算の範囲内となるため、交付されない場合があります。このため、補助金の不交付も念頭に置き、十分に対応できるよう資金計画等を作成してください。

また、補助金を活用して整備する場合は、消防法施行令上、スプリンクラー設備の設置義務がない場合でも、本体施設の整備にあわせて、スプリンクラー設備の設置を行う必要があります。

(2) 建築等施設整備に着手できる時期

補助金の活用を希望する事業者は、志木市の交付決定前に整備事業に着手することは、できません。入札等施設整備に着手することが可能な時期は、平成 25 年 8 月下旬以降を予定しています。

9 公募スケジュール

平成 25 年 6 月 10 日（月）～ 平成 25 年 7 月 12 日（金）	事前相談・質疑受付
平成 25 年 6 月 10 日（月）～ 平成 25 年 7 月 12 日（金）	提出書類受付

平成 25 年 7 月 中旬 ～ 平成 25 年 7 月 下旬	地域密着型サービス運営委員会
平成 25 年 7 月 下旬 ～ 平成 25 年 8 月 月上旬	市長による選定
平成 25 年 8 月 月上旬 ～ 平成 25 年 8 月 中旬	選考結果通知
平成 25 年 8 月 中旬 ～ 平成 26 年 3 月 中旬	実施設計・建築確認申請・補助金交付申請・補助金交付決定・入札・事業者決定・工事着手・工事完了・工事検査・事業所指定事前相談・指定申請
平成 26 年 3 月 中旬 ～	事業所指定・サービス提供

10 問い合わせ

志木市健康福祉部高齢者ふれあい課 介護保険グループ

電 話：048-473-1111 内線 2434

F A X：048-471-7092

E-mail：koureisya@city.shiki.lg.jp